

5 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	揭示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
2(1)	○				令和5年住宅・土地統計調査の実施について	3
3(1)	○	○			「令和5年度港南区運営方針」の策定について	4
3(2)	○	○			令和4年度ICT活用アンケート結果について	5
3(3)	○	○			用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について【市連】	6
3(4)	○				第5期横浜市福祉保健計画素案とパブリックコメントの実施について【市連】 ※冊子は席上配布	7
3(5)	○				子どもの通学路交通安全対策事業について	7
3(6)	○	○			「83太郎(ハチサンたろう)」ポロシャツの申込期間延長について	8
3(7)	○				第11回港南区ひまわりの花 絵画コンクールについて	8
3(8)	○				令和5年度「まちの給水所」実施について	9
4(1)ア	○	○			令和5年度「二輪車事故防止強化月間、暴走族追放強化月間」横浜市実施要綱	10
4(1)イ	○	○			令和5年度「各種団体報告書」	10
4(2)ア	○		○		社会福祉法人そよかぜの丘 風のおくりもの第41号	10

区連会資料	港南区の治安情勢 令和5年4月末現在	令和5年5月10日 港南警察署 生活安全課
-------	------------------------------	--------------------------

1 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】…特殊詐欺以外

	全刑法犯 +特別法犯 (迷惑防止条例)	子供・女性が 狙われやす い犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	13,623	405	239	69	15	141	405	3,203
港南署	224	10	5	1	0	0	7	25
昨年同期比	265	7	2	1	2	1	12	18
増減	-41	+3	+3	0	-2	-1	-5	+7

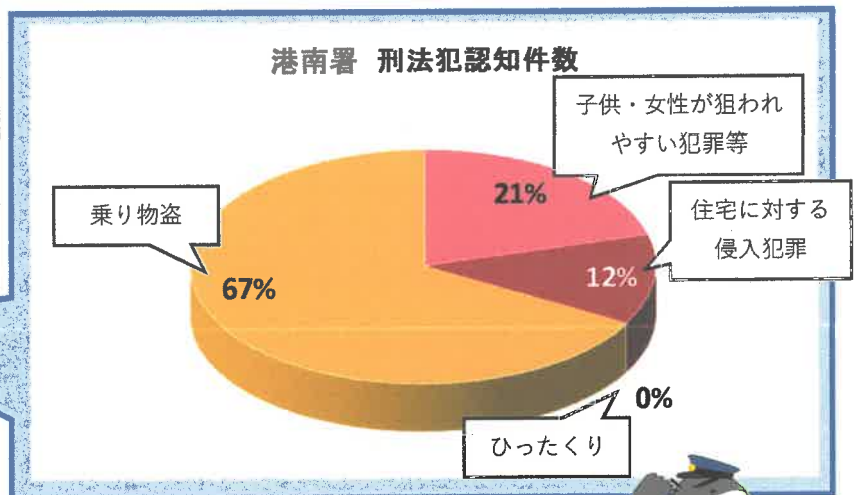
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、強制性交等、強姦わいせつ、公然わいせつ、迷惑行為防止条例違反(卑わい行為等)等(特別法犯)の犯罪の総称です。
 ※上記の表は、全刑法犯の認知件数と特定の犯罪の認知件数を抜粋した表です。合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
令和5年4月末現在		前年との増減
磯子署	177	+28
南署	209	-3
戸塚署	285	+57
栄署	110	-23



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」

これが発生傾向だよ！



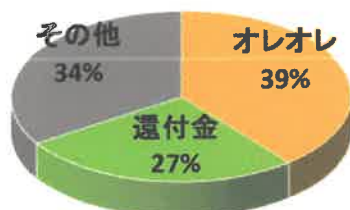
▲「シジュウカラ部長」

2 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】…特殊詐欺

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		その他	
	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	694	1,322,600,000	272	657,400,000	186	246,600,000	236	418,600,000
港南署	11	46,500,000	5	36,000,000	3	7,600,000	3	2,900,000
昨年同期比	17	18,000,000						
増減	-6	+28,500,000						

※その他は、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗など

県内 特殊詐欺発生割合



港南署 特殊詐欺発生割合



犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和5年4月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯				小計	知 能 犯			風 俗 犯				小計	そ の 他			小計	合 計
	殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺		そ の 他	小 計	わ い せ つ		そ の 他	小 計	占 有 離 脱 物 横 領		そ の 他	小 計			
																		強 制	公 然									
1月				1	1	1			2	5	6	27	38		1	1				0	2	3	5	47				
2月					0	1	4		5	4	4	27	35	3		3			1	1	1	8	9	53				
3月			1		1	4	2		6	1	6	33	40	6		6	5		5		7	7	65					
4月					0	1	2		3		16	24	40	2	1	3	1		1		8	8	55					
5月					0				0				0			0			0			0	0					
6月					0				0				0			0			0			0	0					
7月					0				0				0			0			0			0	0					
8月					0				0				0			0			0			0	0					
9月					0				0				0			0			0			0	0					
10月					0				0				0			0			0			0	0					
11月					0				0				0			0			0			0	0					
12月					0				0				0			0			0			0	0					
合計	0	1	0	1	2	7	9	0	0	16	10	32	111	153	11	2	13	6	0	1	7	3	26	29	220			

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗						小計	乗物盗			小計	非侵入窃盗										小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込	居室	事務所荒し	その他	自動車		オートバイ	自転車	ひったくり		置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	小計						
1月	3				2	5		1	5	6		2		1		12	12	27	38					
2月	1		1		2	4		3	1	4		2	1	1		16	7	27	35	3				
3月	1					1		1	5	6		3	1	4		15	10	33	40	5				
4月						0		2	14	16		2	1	3	1	11	6	24	40	3				
5月						0				0								0	0					
6月						0				0								0	0					
7月						0				0								0	0					
8月						0				0								0	0					
9月						0				0								0	0					
10月						0				0								0	0					
11月						0				0								0	0					
12月						0				0								0	0					
合計	5	0	1	0	4	10	0	7	25	32	0	9	3	9	1	54	35	111	153	11				

犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和5年4月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶悪犯			強 制 性 交 等 の 観 点 か ら 非 表 示	粗暴犯				小 計	窃盗犯			知能犯			風俗犯			その他			合 計			
	殺 人	強 盗	放 火		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		小 計	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	小 計	詐 欺	そ の 他	小 計	風俗犯		小 計	占有 離 脱 物 横 領		そ の 他	小 計	
																		わいせつ	そ の 他						
																									強 制
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	3	2		5	4	11	49	64	2	1	3	被害者保護等の観点から非表示			0	3	9	12	84	
笹下					0		2		2		3	2	5		1	1					0		0	8	
日野					0		1		1	2		4	6	1		1					0		1	1	9
芹が谷					0	2	1		3		1	4	5					0			0		4	4	12
南高校前					0				0			1	1					0			0		3	3	4
野庭					0	1			1		3	3	6	2		2					0		1	1	10
港南台駅前					0		1		1	1	10	31	42	1		1					0		3	3	47
上永谷駅前		1			1	1	1		2	1	3	11	15	2		2					0		3	3	23
日限山					0				0			2	2	2		2					0			0	4
港南台南				0		1		1	2	1	4	7	1		1				0		2	2	11		
その他				0				0				0				0		1	1			0	1		
合計	0	1	0	1	2	7	9	0	0	16	10	32	111	153	11	2	13	6	0	1	7	3	26	29	220

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					小 計	乗物盗			小 計	非侵入盗							小 計	合 計	特殊詐欺
	空 き 巣	忍 込 み	居 空 き	金 庫 破 り	そ の 他 盗		自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車		職 権 盗	払 出 盗	置 引 き	部 品 ね ら い	色 情 ね ら い	万 引 き	そ の 他			
	巣	み	き	り	盗		車	バイ	車		盗	盗	き	い	い	き	他			
上大岡駅前	3				1	4		2	9	11		4	4	4		30	7	49	64	
笹下						0		1	2	3	1						2	2	5	
日野	1		1			2				0		1					3	4	6	
芹が谷						0			1	1				2	1		1	4	5	
南高校前						0				0		1						1	1	
野庭						0		3		3			1			1	1	3	6	
港南台駅前				1		1			10	10	1		2	2	1	19	7	31	42	
上永谷駅前					1	1		1	2	3		1	1	1		3	5	11	15	
日限山						0				0						1	1	2	2	
港南台南	1				1	2			1	1			1				3	4	7	
合計	5	0	1	1	3	10	0	7	25	32	2	7	9	9	2	54	30	111	153	11

5 月号

港南警察署からのお知らせ



～特殊詐欺被害の発生状況～

港南警察署が認知した特殊詐欺被害の発生状況をお知らせします。

- ◆特殊詐欺認知件数は、**11件**（令和5年4月末現在）
- ◆息子や孫を名乗って電話をかけてきて、現金を要求する**オレオレ詐欺**が多数発生
- ◆**還付金詐欺**も増えてきています。



港南警察署長



「電話でお金の話」をされたらそれは**詐欺**です！
すぐに**家族、友人、警察**に確認してください！



神奈川県内では**還付金詐欺**の被害が**急増**しているよ！

▲港南警察署マスコットキャラクター「ひまり巡査」



あなたの**「気づき」**と**「勇気」**が特殊詐欺の被害を防ぎます！

還付金詐欺は、犯人が区役所職員等をかたって電話をかけてきて、医療費の還付金、税の戻り金があるなどと言ってATMに誘導し、操作方法のわからない被害者を言葉巧みに騙して他人名義の口座に振り込ませる手口の詐欺です。

近頃では、普通の**大学生や高校生**が高額な報酬につられて**受け子※**になり逮捕されている！

※「受け子」詐欺グループの中の現金受け取り役のこと。

「闇バイト」は絶対にしない！させない！

怪しいバイトはダメだ！



▲「シジュウカラ部長」

港南警察署生活安全課

☎ 045-842-0110 (代)

港南署ホームページでも
防犯情報を発信しています！

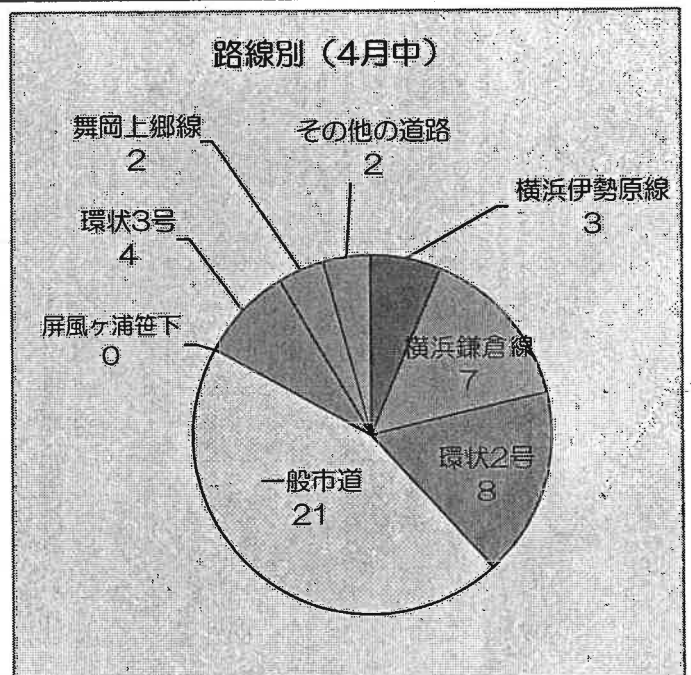
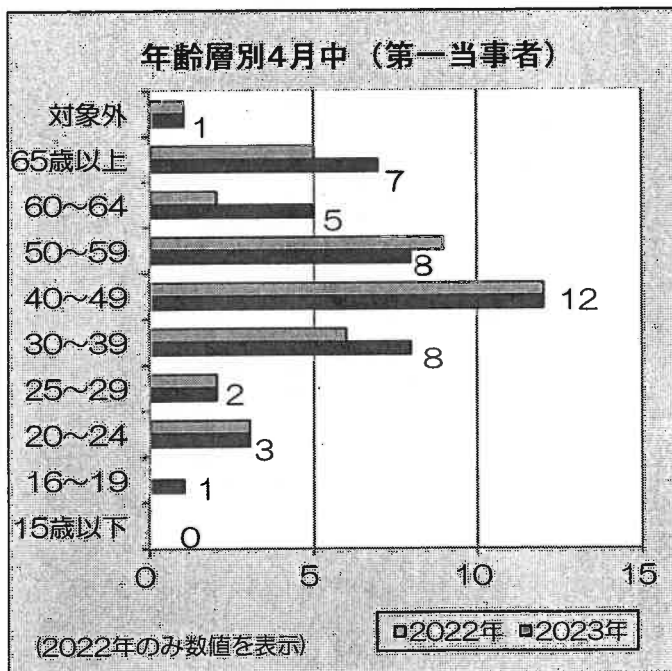
港南警察署

検索

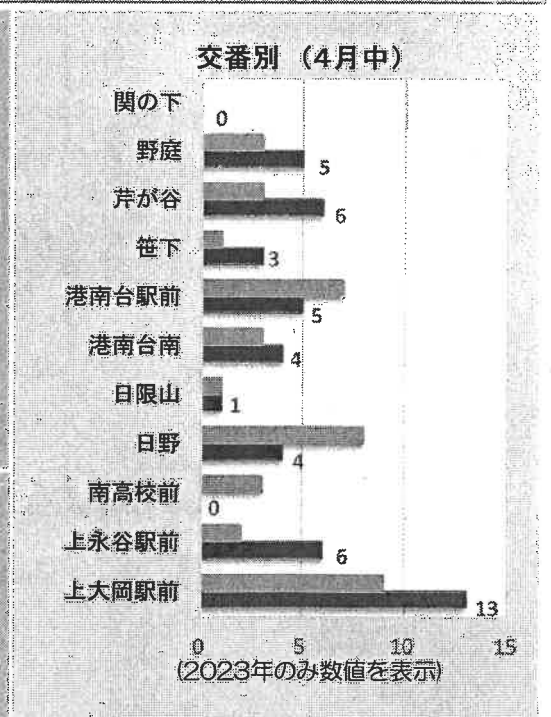
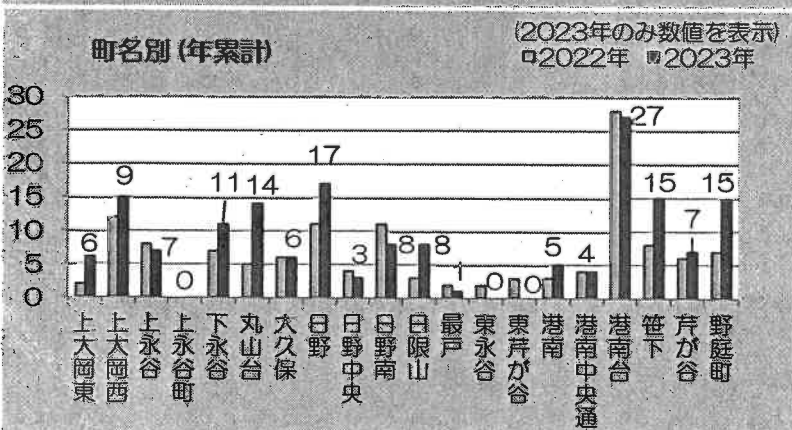
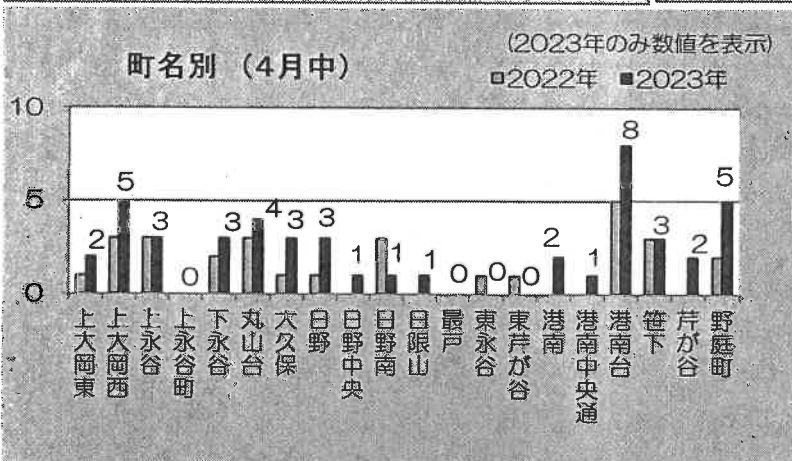
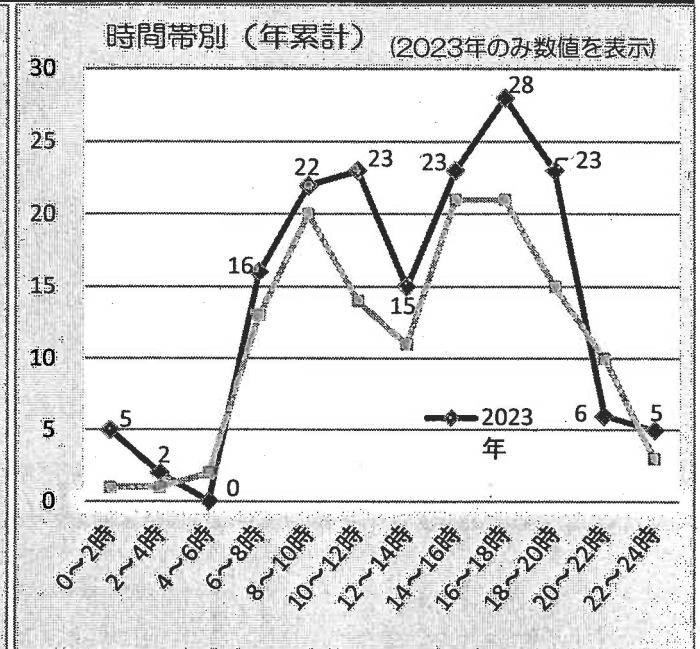
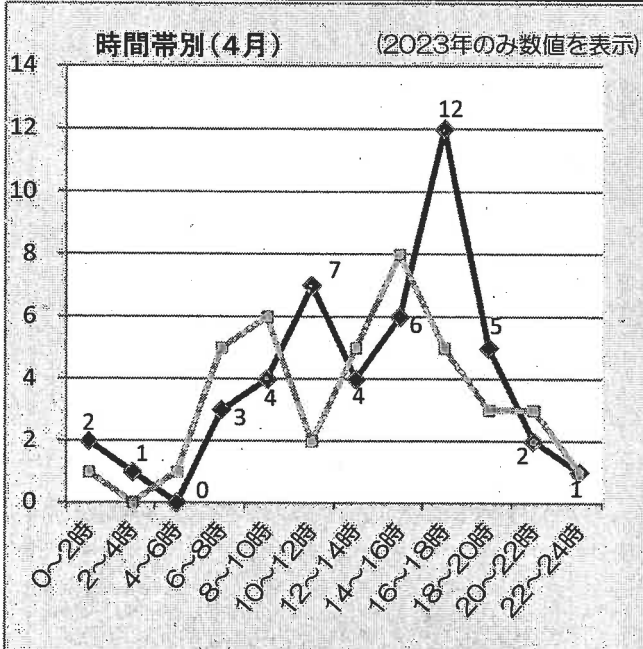
令和5年4月 港南警察署交通事故概況

神奈川県内 (概数)	件数	死者	負傷者	港南区内 (概数)	件数	死者	負傷者
月・年累計別				月・年累計別			
4月中	1,800	6	2,103	4月中	47	0	56
前年比	+14	+2	+28	前年比	+7	±0	±0
年累計	7,013	35	8,265	年累計	168	0	197
前年比	+387	+3	+681	前年比	+36	±0	+29

状態別	二輪車事故	自転車事故	高齢者事故	子ども事故	全事故件数
月・年累計別					
4月中	13	15	15	6	47
前年比	±0	+9	+1	+4	+7
構成率	27.7%	31.9%	31.9%	12.8%	***
年累計	41	41	59	15	168
前年比	-2	+15	+12	+1	+37
構成率	24.4%	24.4%	35.1%	8.9%	***
県下の構成率	27.6%	24.2%	34.6%	7.1%	***



月・年累計別		類型別	人 対 車 両				車 両 相 互					車両 単独	合計
		横 断		その他	計	正面 衝突	追突	出会 い頭	右左折	その他	計		
		歩道上	歩道外										
4月中		3	0	6	9	3	9	3	7	14	36	2	47
	前年比	+1	±0	+3	+4	+2	±0	+2	-4	+13	+13	+1	+18
年 累 計		19	5	16	40	5	42	14	25	35	121	8	169
	前年比	+9	+2	+5	+16	+2	+11	+3	-8	+8	+16	+5	+37
	構成率	11.2%	3.0%	9.5%	23.7%	3.0%	24.9%	8.3%	14.8%	20.7%	71.6%	4.7%	100%
4月中 二輪車		0	0	0	0	0	3	1	1	8	13	0	13
	前年比	-1	±0	±0	-1	-1	+2	±0	-6	+8	+3	±0	+2
	構成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	7.7%	7.7%	61.5%	100.0%	0.0%	100%



港南警察署

(数値は5月1日現在の概数で、確定値ではありません。変更される場合があります。)

令和5年4月 火災・救急の概況

		港南区			横浜市			
		本年	前年同日 までの 累計	前年比	本年	前年同日 までの 累計	前年比	
火災	火災件数		9	18	-9	275	250	25
	種別	建物火災	5	14	-9	150	169	-19
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	2	1	1	31	23	8
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	2	3	-1	94	58	36
	損害程度	床面積(㎡)	47	128	-81	2,776	2,394	382
		死者(人)	1	-	1	6	8	-2
		負傷者(人)	6	4	2	35	46	-11
	主な原因	たばこ	3	2	1	50	40	10
		配線器具	1	2	-1	16	14	2
		こんろ	1	-	1	26	26	-

火災以外	その他災害	338	349	-11	5,653	6,019	-366
------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	------

救急

救急件数		4,540	4,551	-11	76,021	75,761	260
種別	急病	3,144	3,172	-28	53,341	53,213	128
	交通事故	144	126	18	2,739	2,742	-3
	一般負傷	875	912	-37	14,154	13,877	277
	その他	377	341	36	5,787	5,929	-142
出場形態	消防車＋救急車の連携した件数	255	266	-11	4,103	4,499	-396
	ミニ消防車＋救急車の連携した件数	95	77	18	2,130	1,778	352

令和5年住宅・土地統計調査の実施について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

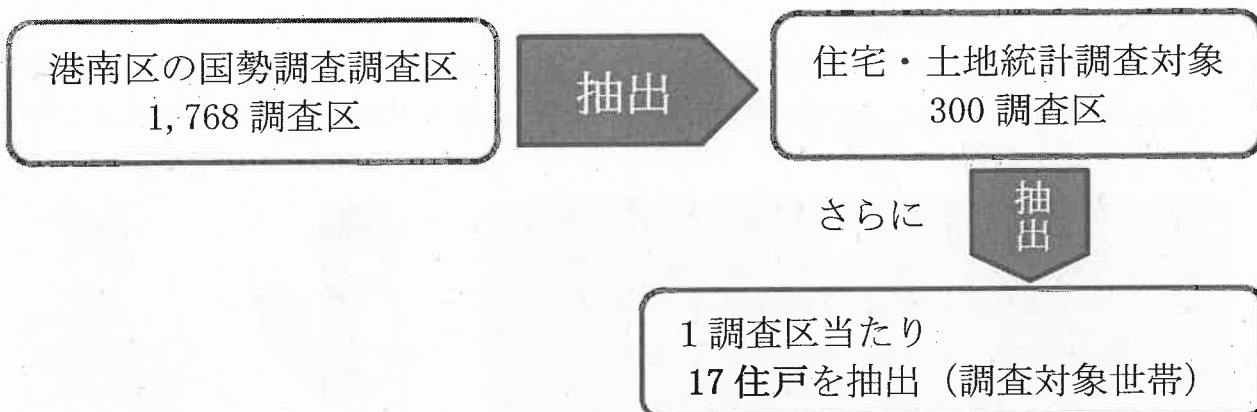
本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

(2) 調査期日

令和5年10月1日

(3) 調査の対象

令和2年国勢調査調査区のうち約6分の1の調査区を対象とし、1調査単位区（50住戸前後）から17住戸を無作為抽出して調査します。



【参考】17世帯×300調査区→5,100世帯が対象となります。

港南区全世帯（97,266世帯(R5.4.1時点)）の約19分の1にあたります。

(4) 調査項目

ア 現在住んでいる住居に関する事項

- 居住室の数 ○敷地面積 ○バリアフリー設備の有無
- 建物の構造 ○建物の階数 ○増改築及び改修工事に関する事項 など

イ 世帯に関する事項

- 世帯の構成 ○通勤時間 ○現住居に入居した時期
- 年間収入 ○前住居 ○家賃又は間代 など

ウ 現住居以外の住宅に関する事項

- 所有の有無 ○住宅の用途 ○空き家の所有状況 など

エ 現住居以外の土地に関する事項

- 所有の有無 ○土地の利用状況 など

(5) 横浜市における調査結果の活用例

- ア 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の制定の基礎資料
- イ 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料
- ウ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(6) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査区の確認）、調査のお知らせの配布
- ・ 9月23日から30日 調査票の配布
- ・ 10月1日から9日 調査票の回収
- ※オンライン又は郵送による回答（回答期限10月9日）が大部分を占めるため調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(7) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員による回収のいずれかの方法となります。

(8) オンライン回答の推奨

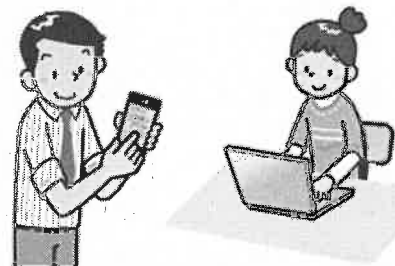
オンライン調査は、世帯の負担軽減や回答に当たっての利便性向上に加え、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の向上に繋がります。簡単・便利なオンライン回答をぜひご利用ください。

インターネット回答のメリット

- 画面の誘導に従うことでスムーズに回答できます。
- 期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末から回答できます。

皆様の回答は守られています

- 不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



(問合せ) 港南区総務課統計選挙係
電話 847-8308

令和5年度 港南区 運営方針

I 基本目標

愛あふれる♡ふるさと港南に

- ◇ 地域の皆さまと協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」
- ◇ 区民生活の基本となる「行政サービスを正確・丁寧に提供する区役所」



II 目標達成に向けた施策

● 地域の皆さまと協働で進める地域づくり

地域の皆さまと共に策定した「第4期港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」を推進しながら、再開し始めた地域活動の活性化に取り組み、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり※」を進めます。

※「協働による地域づくり」とは？

地域住民が地域課題の解決に向けて取り組む活動において、自分たちで出来ることは自分たちで行い、地域住民だけでは対応できない課題がある場合は、行政等がともに考え支援することで地域課題の解決につなげ、より住みやすいまちづくりを進めること。

施策1 安全・安心のまちづくり

施策2 見守り・支えあいのまちづくり

施策3 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり

施策4 住み続けたいまちづくり

● 区民の皆さまに寄り添う身近な区役所の運営

新型コロナウイルス感染症等への対応や、区民生活の基本となる行政サービスを、お一人おひとりの気持ちに寄り添い、正確・丁寧に提供します。

施策5 正確・丁寧な行政サービスの提供

● 「あったかデジタル 港南」の推進 ～ぷらすデジタルの取組～

これまでの区役所業務にデジタルをプラスした「ぷらすデジタル」の取組を進めます。中面2ページ及び3ページのロゴが付いている事業をご覧ください。



港南区におけるデジタル推進の目標

1 区民の皆さまに「便利になった」と感じていただけるデジタル



行政サービスの
利便性向上につながる取組に
チャレンジします

2 地域の交流と活動を
支えるデジタル



デジタル技術を活用し
地域で活動される方々を
支援します

3 職員も「業務改善・効率化」
が感じられるデジタル



時間を生み出し
区民の皆さまと向き合う
時間を増やします

III 「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ※」の 実現に向けて

港南区では、「こうなん子どもゆめワールド」や「港南ひまわり83(ハチサン)運動」など、子どもを中心とした取組を区民の皆さまと協働により進めており、多世代がつながるきっかけとなっています。子どもたちに優しいまちは誰にでも優しいまちです。これからも港南区が「住みたいまち・住み続けたいまち」と感じていただけるよう、様々な魅力にあふれる地域活動に寄り添って取り組んでまいります。

※「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」とは、横浜市中期計画2022～2025の中で新たに位置づけられた基本戦略です。子育て世代を支援し、仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創出していきます。

【参考】主な事業・取組

+D ぱらすデジタルの取組

施策1 安全・安心のまちづくり



●地震や風水害への対策、災害時要援護者の支援

- +D 区のホームページで発信している避難指示等の対象範囲を、文字情報に加えて地図形式でも提供します。
- +D LINEやTwitterなどSNSを活用して、広報・啓発を促進します。
- 発災時における鉄道事業者との連携・連絡体制強化のため、連絡会議を開催します。
- 災害時要援護者※1の訓練参加を促進し、地域防災拠点と連携した福祉避難所の開設訓練を実施します。

※1 避難誘導や避難生活などで支援が必要な方

●安全で快適な生活の推進

- +D デジタルサイネージやタブレット端末等を活用した、食品衛生に関する啓発展示会を開催します。
- +D パネルやタブレット端末を活用したペット同行避難の啓発展示会や、飼い主向けの災害対策講習会をオンラインにて開催します。



＜地域防災拠点訓練の様子＞



＜タブレットを活用した啓発展示会の様子＞

●防犯・交通安全の推進、子どもの見守り

- 登下校時（8時頃と3時頃）に子どもを見守る環境づくりを行う「港南ひまわり83（ハチサン）運動」を地域全体で進めます。
- 高齢者への交通安全啓発として「交通安全シルバーフェスタ」を開催します。



＜防犯パトロールの様子＞

施策2 見守り・支えあいのまちづくり



●地域での見守り・支えあい、障害理解の啓発

- 「第4期港南ひまわりプラン」の中間振り返りを外部機関等と連携して実施し、プラン後半期の更なる推進を図ります。
- +D 障害者の日中活動事業所等を掲載した「ほっとまっぷ港南」をデジタルマップ化します。
- ポッチャのミニ大会の開催を通じた障害者と地域との交流促進を図るとともに、障害者施設における手工芸品やパン・お菓子等の販売を支援します。



＜ポッチャ交流会の様子＞

●自治会町内会運営のサポート

- +D 自治会町内会のICT活用推進を図るため、LINEやFacebook等のICTツール※2の活用方法をまとめて、自治会町内会向けに紹介します。
- 地域の課題解決に取り組む意欲がある自治会町内会へアドバイザーを派遣し、改善策を提案する等の支援をします。



＜自治会町内会向けLINE使い方講座の様子＞

●青少年の健全育成

- +D 「こうなん子どもゆめワールド」の開催を支援します。また、ゆめワールドで最新のデジタル技術を用いた新たな青少年交流の機会と場を提供します。



＜こうなん子どもゆめワールドのステージ発表＞

施策3 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり



●健康アクションこうなん5の推進

- ・がん検診や特定健診の受診率向上のため、港南区医師会と連携し、受診推奨のリーフレットを配布します。
- +D 幅広い方にご参加いただくため、がん講演会を開催・配信します。

●切れ目のない子育て支援

- +D 子育て世代の妊婦・保護者がより手軽に子育てに関する情報を入手できるよう、LINE公式アカウントを活用し、プッシュ型で配信する“with港南”を推進します。
- +D 区民向けの児童虐待防止啓発のための講演会を開催します。



＜“with港南”の案内チラシ＞

●高齢者が自分らしく暮らせるような支援

- +D 認知症の症状を本人視点で体験できる、VR技術を活用した研修会を開催します。
- ・買い物に困難な高齢者等の支援を目的として、事業者と地域が連携した移動販売を支援します。

●地域での文化・スポーツ振興

- ・文化芸術に触れる機会を提供するために、ワークショップ形式のイベントを実施します。
- +D 読書活動推進講演会やわらべうた実践講座の開催、読書活動啓発動画を作成します。
- ・健康づくりや地域交流の場として、広く区民に親しまれている、港南区健康ランニング大会の開催を支援します。



＜港南区健康ランニング大会の様子＞

施策4 住み続けたいまちづくり



●街並みの美化

- ・河川のクリーンアップや、道路・公園など地域の中で美化活動する皆さまの取組を支援します。

●歩行者の安全に配慮したまちづくり

- ・公道の階段に手すりを設置・補修を行うことで、安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ・子どもたちの安全を確保するため、通学路の安全施設や路面表示の新設・補修を進めます。



＜河川のクリーンアップの様子＞

●温暖化対策の推進

- +D 小学生とその保護者向けの環境学習講座を開催・配信します。

●まちの魅力発信

- +D 区内を巡るデジタルスタンプラリーイベントを開催します。



＜環境学習講座の様子＞

施策5 正確・丁寧な行政サービスの提供



●あったかデジタル 港南の推進

- +D デジタルに潜むリスク予防を目的とするインターネット安全教室を開催します。

●区民生活の基本となる行政サービスの提供

- ・窓口対応マナー職員研修の実施及び「窓口連絡会」を設置し、窓口サービス向上の取組を実施します。

●わかりやすい情報提供

- +D 区WebサイトやSNS、デジタルサイネージや地域情報誌などを活用し、区政情報や生活に必要な情報をわかりやすくタイムリーに発信します。

IV 目標達成に向けた組織運営

● 地域に寄り添った組織運営！

地域に寄り添う姿勢を大切に、チーム港南として庁内横断的に目標達成・地域課題の解決に向けてスピード感を持って取り組みます。

● 区民の皆さまに寄り添った窓口対応！

一人ひとりが区役所の顔であることを意識し、区民の皆さまの気持ちに寄り添い、正確かつ丁寧な窓口対応を行います。

● 区民の皆さまに「伝わる」情報発信！

イベントや事業等の取組のほか、区民生活に必要な情報を区民の皆さまにお届けします。

● 人材育成・働き方改革の推進！

個々の能力を存分に発揮し、チャレンジできる職場づくりにより、皆さまに信頼される人材を育成します。また、効率的な働き方・業務遂行に取り組み、働き方改革を推進します。



栗原区長

チーム港南で、区民の皆さまにとことん向き合っています！



総務課 チーム港南のパフォーマンスを高め、区民の皆さまの安全・安心をしっかりとお守りしていきます。	区政推進課 「伝わる広報」「ずっと住み続けられるまちづくり」「あったかデジタル港南の推進」に取り組みます。	地域力推進担当 地域に積極的に向き合い、地域活動者と顔の見える関係を構築し、地域支援を進めます。	地域振興課 自治会町内会や地域で活動する皆さまと共に、住み続けたい地域づくりを進めていきます。
戸籍課 私たちの取扱う公証は、区民生活の根幹をなすことを意識し、親切・丁寧・正確な対応を行います。	税務課 丁寧な説明を心掛け、公平公正で適切な賦課徴収事務を行い、区民の皆さまから信頼される税務行政を目指します。	区会計室 会計事務を迅速・正確に行い、職員の会計知識向上を図りながら、各課の事業をサポートします。	福祉保健課 見守り、支えあい、交流、港南ひまわりプランを推進し健康アクションこうなん5で健康に！
生活衛生課 相談しやすい身近な組織として、地域の皆さまが安全で衛生的に暮らせる生活環境の実現を支援します。	高齢・障害支援課 高齢の方や障害のある方が安心して自分らしく過ごせるよう、気持ちに寄り添った支援を進めます。	こども家庭支援課 子どもたちの健やかな育ちを支えるために、区民の皆さまと共に、安心して子育てができる地域づくりを目指します。	市立保育園（4園） 安心安全な保育環境を整え、一人ひとりを大切に保育します。地域の子育てに携わる方々と共に、子どもの育ちを支えます。
生活支援課 生活にお困りの方に寄り添い、的確な支援を行うとともに、就労支援や子どもたちの学習支援も進めます。	保険年金課 暮らしを支える保険年金制度であることを意識し、一人ひとりの気持ちに寄り添った正確かつ丁寧な窓口対応を行います。	港南土木事務所 日頃から災害に備えるとともに、道路・下水道・河川・公園の維持管理に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。	港南図書館 港南区読書活動推進目標「つなぐ・はぐくむ・ひろめる」をモットーに、区民の皆さまに、読書の楽しさをお届けします。

GREEN×EXPO 2027

GREEN×EXPO 2027は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催される、横浜初の国際博覧会です。

港南区でも、開催に向けた区内の認知度向上、機運醸成を目的とした周知啓発に取り組みます。

SDGs

～「誰一人取り残さない」社会を目指して～



「SDGs（エスディージーズ）」は、「誰一人取り残さない」を基本理念とする国際目標です。この基本理念は基礎自治体にもあてはまる考えであり、港南区としてもSDGsの17の目標を意識し、あらゆる施策に取り組んでまいります。

● ● ● 横浜市は「特別市※」を目指しています！！ ● ● ●

VII 大都市制度

新たな大都市制度「特別市※」の実現に向けて

※「特別自治市」の通称として、「特別市」を使用しています。

本市では、急速に進むと予測される人口減少・超高齢社会など、多くの課題に対応し、市民の暮らしをしっかりと支え、また、経済を活性化させて大都市としての力を最大限に発揮していくために、新たな大都市制度「特別市」の早期実現に向けて取り組んでいます。

「特別市」は、横浜市を分割して新たな自治体をつくるのではなく、市域内のことが市で完結する、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度です。

大都市横浜が抱える課題

- 市と県の二重行政 市と県の間で、事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、子育て支援、福祉・保健・衛生、まちづくりなど様々な分野で非効率な二重行政が生じています。
- 不十分な税制上の措置 指定都市である本市は市の事務に加え、県に代わって保健所や土木事務所など多くの事務を担っています。しかし、仕事量に見合う税源が十分に措置されていません。
- 人口減少社会の到来・超高齢化の進行 ●公共施設の老朽化対策 など

こうした指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様を提供していくためには、指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

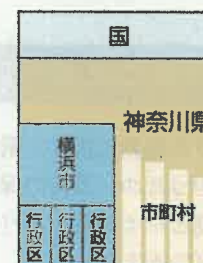
二重行政の解消による行政サービスの向上

市と県の二重行政が解消され、市域内の事務や行政サービスを特別市が一元的に担うことで、より効率的・効果的な行政サービスを提供します。

積極的な政策展開による経済の活性化

成長分野への投資など積極的な政策展開により、市域内の経済・産業活動を活性化させます。その影響を周辺地域や国全体に広がっていきます。

指定都市制度（現在）



特別市



本市が目指す「特別市」制度

「横浜特別市大綱」で、本市が目指す「特別市」制度の内容をとりまとめています

市のサービス

国以外の仕事は全て横浜市が担います

- 県が市域で実施している事務と基礎自治体として市が担っている事務を統合するため、行政の無駄がなくなり、市民のニーズに沿った、きめ細かな行政サービスが迅速に提供できます。

近接市町村

県や近接市町村と協力して行政運営を行います

- 生活圏・経済圏など影響が強く及ぶ周辺地域も含めた都市圏全体を考えて行政を運営していくことで、引き続き、圏域の中核都市としての役割を果たします。

市の税金

横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします

- 市域での国以外の仕事は全て特別市が行うため、財政中立の観点から、役割・仕事量に見合った新たな税財政制度とします。

区

区役所機能・住民自治を強化します

- 市内に東京の特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、区役所機能・住民自治を強化する行政区とします。横浜の強みである都市の一体性を生かして、効率的・効果的な行政運営を行います。

特別市の実現により期待できる効果

特別市が実現すると子育て支援や安全対策、まちづくりなど、市民の皆様の暮らしに関わる様々な分野で、二重行政の無駄がなくなり、より効率的・効果的に行政サービスを提供することができます。

子育て支援

市が行っている保育所に関する業務に加え、県が行っている幼稚園の検査などの業務も市が全て担うため、市内の保育所・幼稚園に対するきめ細かい指導や支援が可能となるなど、より安心して子育てができる環境づくりを進めることができます。

崖地の安全対策

県が行っている急傾斜地（崖地）の指定や、改善に向けた工事などの業務を市で行うことが可能となり、避難体制の整備や助成金制度等を含む総合的な崖地対策により、市民の安全・安心につながるまちづくりを進めることができます。

令和4年度ICT活用アンケート 結果報告

港南区では、「横浜DX戦略」において、「デジタル区役所」のモデル区として選定されており、「あったかデジタル 港南」を進めています。

この一環として、各地区連合町内会及び自治会町内会向けに、LINE活用講座の実施や機器等導入にかかる補助金の交付等を行ってまいりました。

【目的】

各自治会町内会のICT活用状況、課題やニーズを把握し、地域に寄り添ったICT活用を支援するための参考にします。

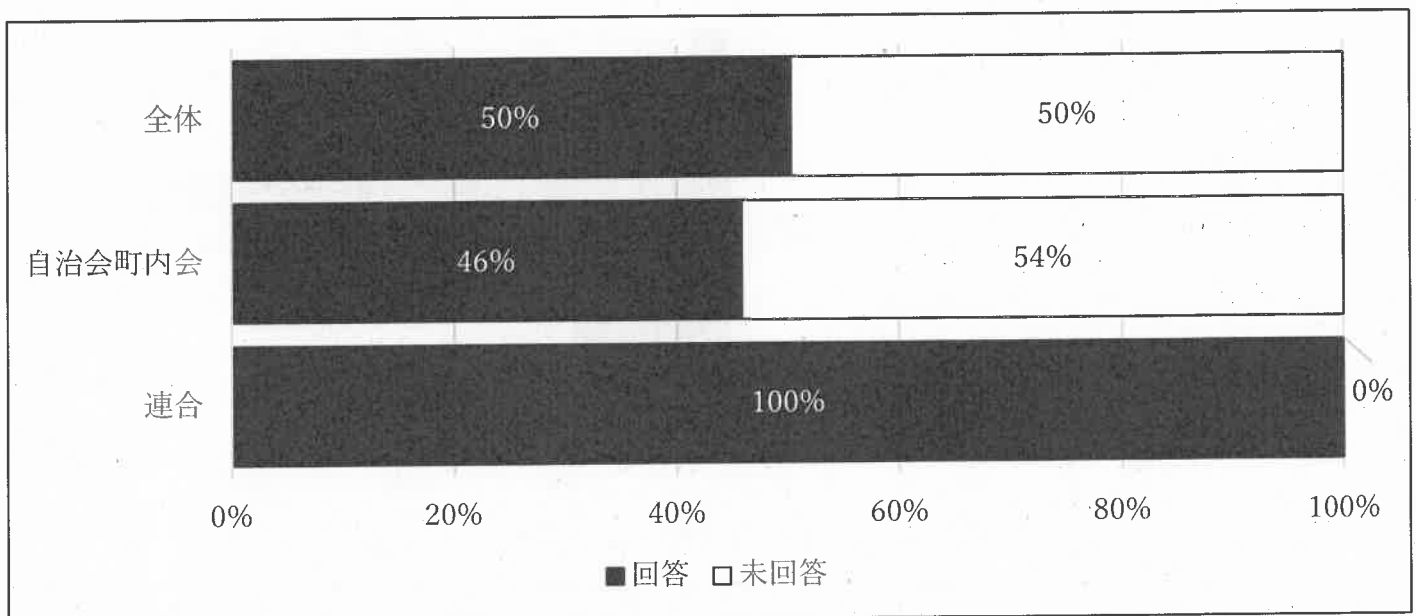
【対象】

港南区内の地区連合町内会長（15団体）及び自治会町内会長（168団体）

【アンケート実施主体】

港南区区政推進課地域力推進担当

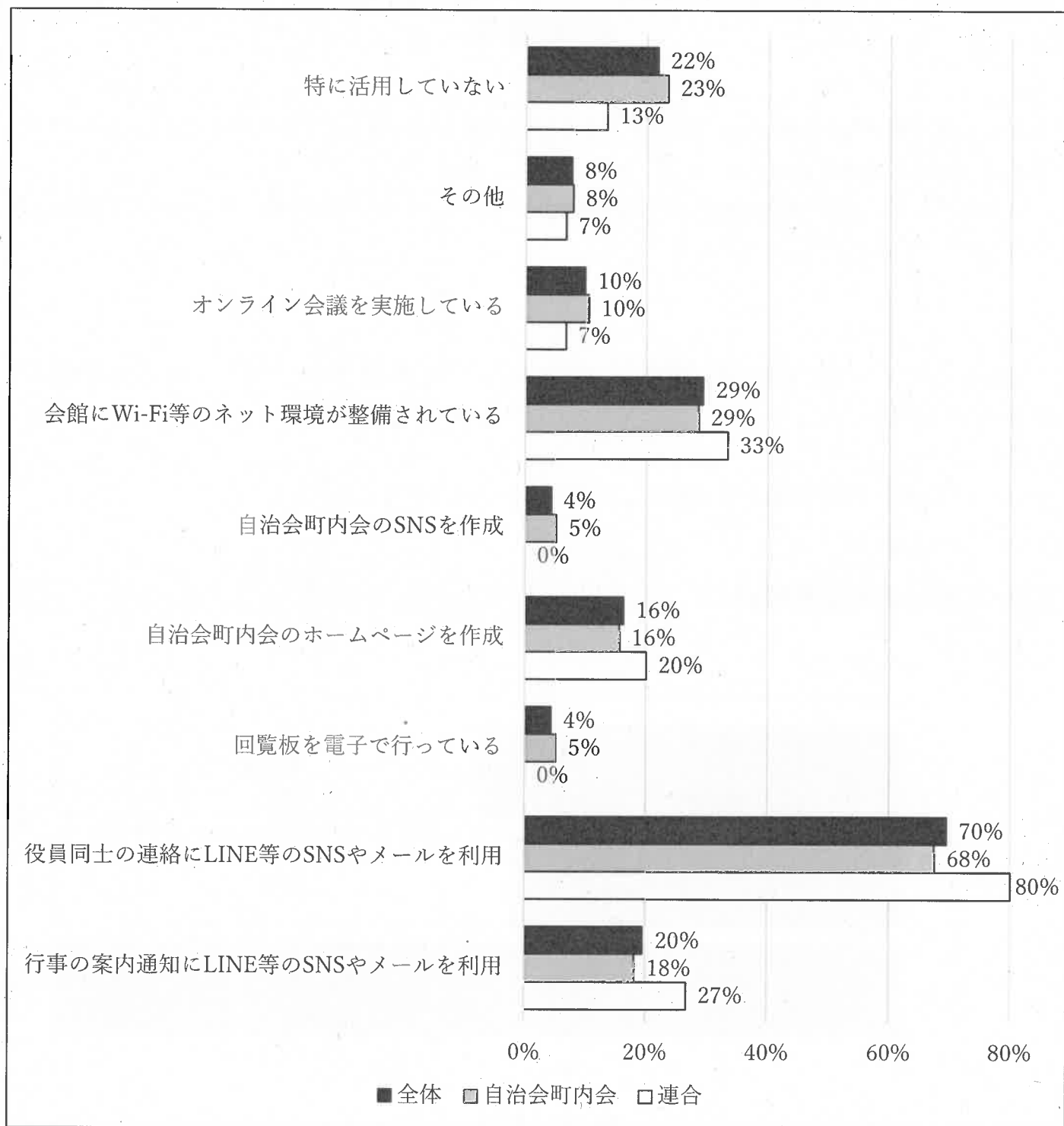
1. 回答率



連合は100%、自治会町内会は46%に回答のご協力をいただきました。ご協力ありがとうございました。

連合自治会や自治会町内会でのICT活用についてのアンケートは今後も毎年実施したいと考えており、さらに多くの自治会町内会に御回答いただけるよう、依頼の時期や方法を工夫します。

2. 自治会町内会活動の I C T活用状況（複数回答可）



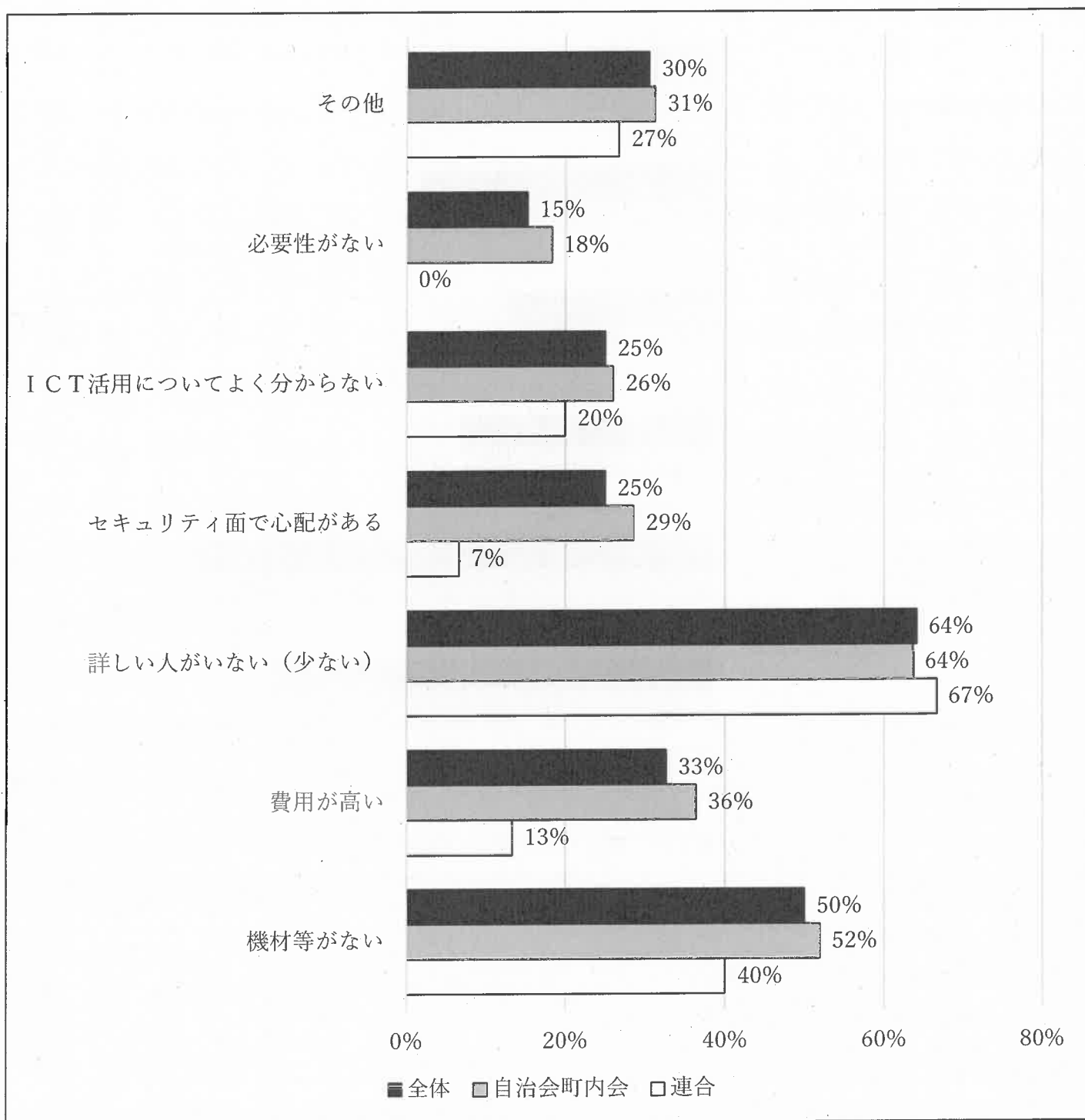
78%の団体が何らかの ICT を活用していると回答いただきました。連合は 87%、自治会町内会は 77% でした。

「役員同士の連絡に LINE 等の SNS やメールを活用している」と回答した団体は 70% でした。

「行事の案内通知への SNS 等の活用」は 20%、「ホームページの作成」は 16%、「オンライン会議の開催」は 10% でした。

また、Wi-Fi などネット環境が整備された会館を有すると回答した団体は 29% でした。

3. 自治会町内会活動でICT活用が難しいと思われる要因（複数回答可）

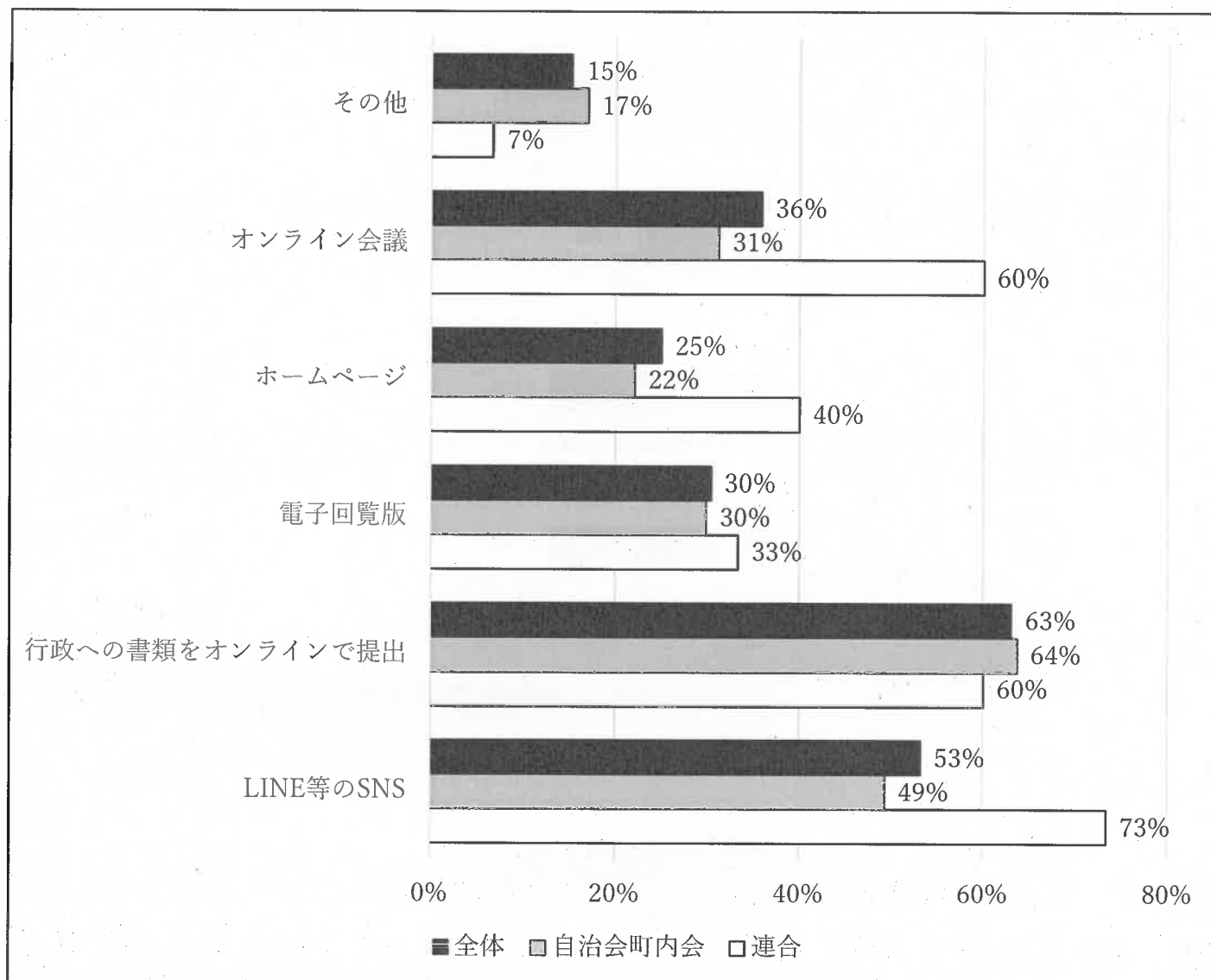


「詳しい人がいない（少ない）」が64%と最も多く、次いで「機材等がない」50%、「費用が高い」33%の順でした。

自由回答欄には「地域にはICTが使えない人もいる」という趣旨の御意見が多く寄せられ、「対面のほうがうまくいく」との御意見も複数寄せられました。

「必要性がない」と回答した団体は15%でした。

4. 自治会町内会活動で今後活用してみたいと思うもの（複数回答可）



「行政への書類をオンラインで提出」が63%と最も多く、次いで「LINE等のSNS」が53%、「オンライン会議」が36%でした。

自由回答欄には「オンライン講座を考えている」「ICT活用のため講習会・研修会を検討」「LINE公式アカウントの利用を検討中」等の回答がありました。

5. 自治会町内会活動で今年度新たに実施した ICT 活用事例

LINEの機能を活用したと回答した団体が一定数いました。

その他に、クラウドサービスの活用、オンラインで会議や講座を開催、電子回覧の開始、講座申し込み二次元コードを利用した等の回答がありました。

担当：港南区地域力推進担当 柴田、松本

TEL：847-8383 FAX：841-7030

Eメール：kn-chiiki@city.yokohama.jp

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 🔍

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットの中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】 建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧（閲覧）期間	令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで（土・日・祝日は除く）
縦覧場所	建築局都市計画課（受付時間 8時45分から17時15分まで） ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
閲覧場所	各区区政推進課（中区を除く）（受付時間 8時45分から17時まで） ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで
申出方法	①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。 ②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 【提出先】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 （窓口受付時間 8時45分から17時15分まで）（土・日・祝日は除く） ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日（水）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日（水）14時開始 会場 関内ホール（小ホール）
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは？

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課
☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093

自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます！

iマップー（横浜市行政地図情報提供システム）

iマップー



横浜市からのお知らせ

港南区

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

令和3年（2021年）8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年（2021年）12月～令和4年（2022年）1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方（案）」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年（2022年）3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年（2022年）10月～11月 ●都市計画市素案（案）の公表及び説明会の実施
●縦覧（閲覧）及び意見書の受付

令和5年（2023年）6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年（2023年）7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

令和5年（2023年）9月6日 都市計画公聴会（公述申出があった場合に開催）

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことです。建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案（案）」の説明会や縦覧（閲覧）及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。
ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間

令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法

横浜市ホームページ上での動画配信
(音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間

第1次

受付 令和5年6月30日(金) から 7月6日(木) まで

回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次

受付 令和5年7月7日(金) から 7月13日(木) まで

回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法

① 電子申請

横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに
申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、
期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

【提出先】〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階

※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。
予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)

令和5年7月3日(月) 13時から16時



旭区二俣川2丁目50-14
コプレニ俣川 商業・業務棟6階
最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)

令和5年7月4日(火) 13時から16時



瀬谷区二ツ橋町190
最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)

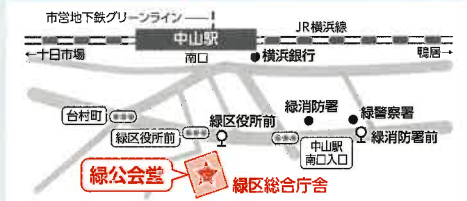
令和5年7月5日(水) 13時から16時



金沢区泥亀2丁目9-1
最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)

令和5年7月6日(木) 13時から16時



緑区寺山町118
最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)

令和5年7月7日(金) 13時から16時



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)

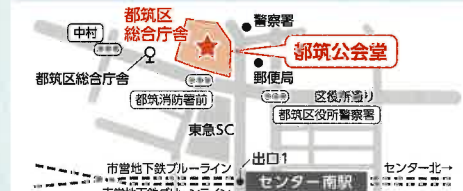
令和5年7月9日(日) 13時から16時



青葉区あざみ野二丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)

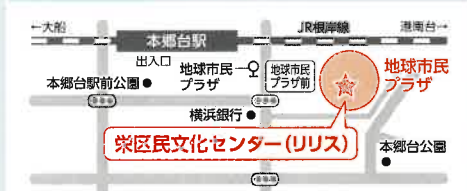
令和5年7月10日(月) 13時から16時



都筑区茅ヶ崎中央32-1
最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)

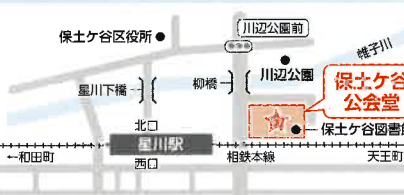
令和5年7月11日(火) 13時から16時



栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ケ谷公会堂(2号会議室)

令和5年7月12日(水) 13時から16時



保土ケ谷区星川一丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])

令和5年7月13日(木) 13時から16時



戸塚区戸塚町16-17
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)

令和5年7月14日(金) 13時から16時



港北区大豆戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)

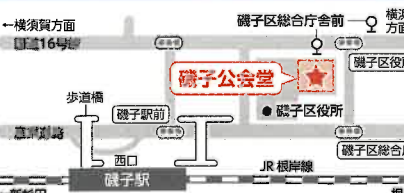
令和5年7月15日(土) 13時から16時



中区住吉町4丁目42-1
最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)

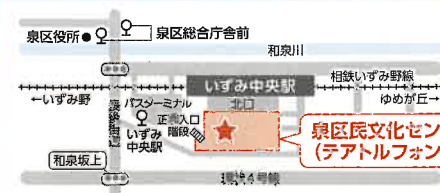
令和5年7月18日(火) 13時から16時



磯子区磯子三丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)

令和5年7月19日(水) 13時から16時



泉区和泉中央南五丁目4-13
最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)

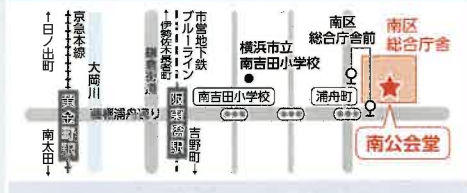
令和5年7月20日(木) 13時から16時



鶴見区鶴見中央一丁目31-2
最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)

令和5年7月21日(金) 13時から16時



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
市営地下鉄「阪東橋」駅

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。



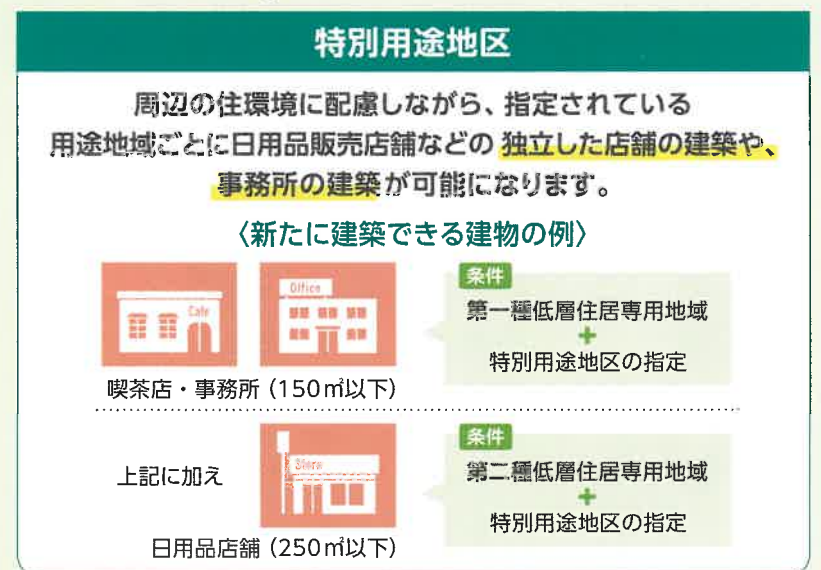
※2階以下に限ります。
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。

※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。



※2階以下に限ります。
※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。

※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等にて建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象 準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し6

緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

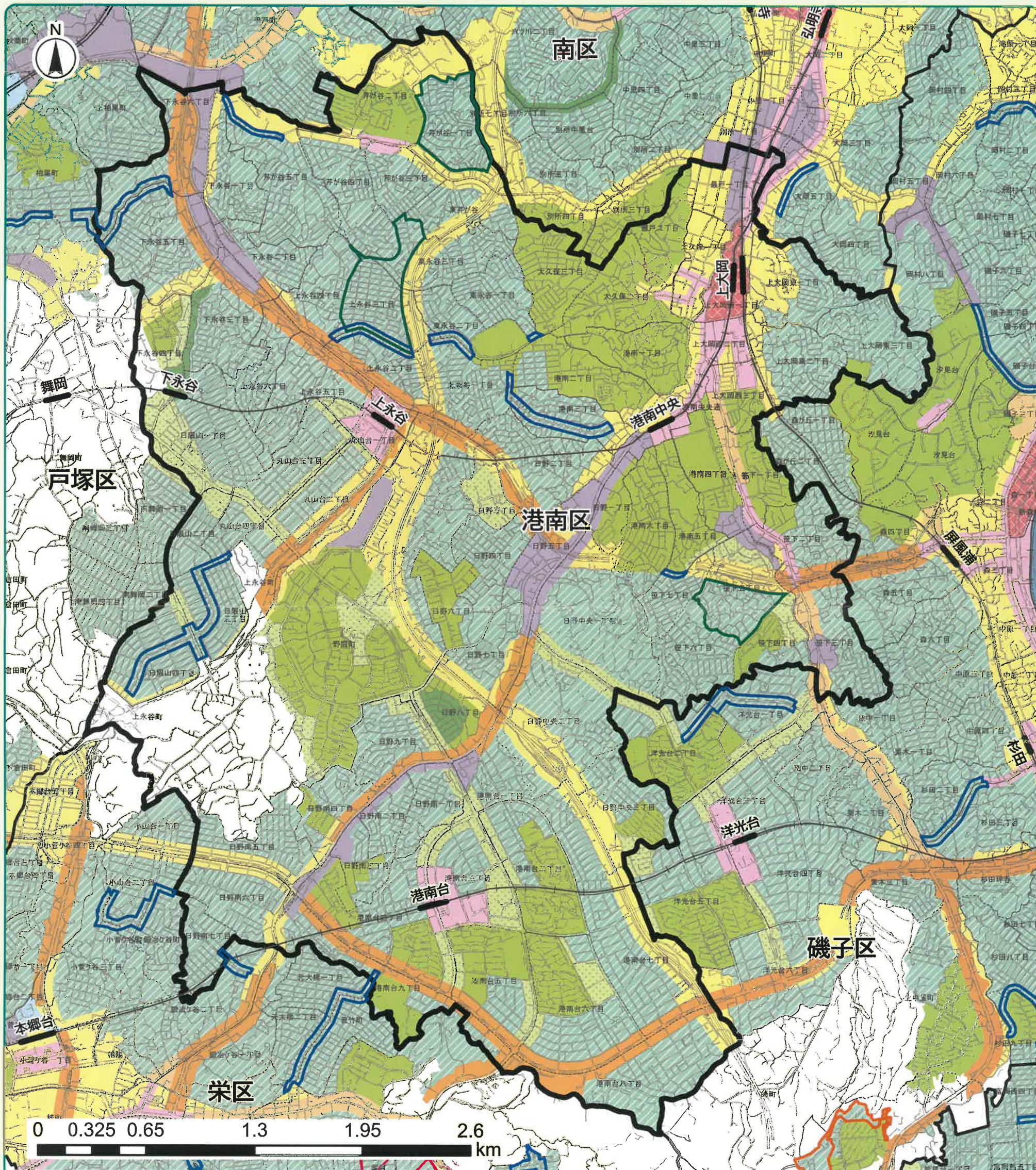
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化（省略化）して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧（閲覧）期間中に縦覧（閲覧）場所でご確認ください。
 なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

港南区



現在の用途地域

第1種低層住居専用地域	住居系	緑化地域 既指定区域	近隣商業地域	商業系	見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域
第2種低層住居専用地域			商業地域		
第1種中高層住居専用地域			準工業地域	工業系	—
第2種中高層住居専用地域			工業地域		
第1種住居地域			工業専用地域		
第2種住居地域					
準住居地域					

見直し予定区域

- 見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し
- 見直し2 特別用途地区の指定
- 見直し3 指定容積率の緩和
- 見直し4 工業系用途地域の見直し
- 見直し5 軽易な変更等

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
・ 全市域を対象とした計画 ・ 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示	・ 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	・ 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



料金受取人払郵便

横浜港局 承認 9130

差出有効期間 令和5年7月31日まで (郵便切手不要)

きりとり線

郵便はがき

231-8790 005

＜受取人＞
横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局
福祉保健課 計画担当 行

〒231-0005

氏名 _____

住所(区名まで) _____ 区 _____

年代 1 20歳未満 2 20～39歳
 3 40～64歳 4 65～74歳
 5 75歳以上

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

＜提出方法＞

①電子申請システム

右の二次元コードから

アクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>



②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。
(切手不要 6月27日消印有効)

＜注意事項＞

・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。

・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。

個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター ちふくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か

皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

＜認めあい＞

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

＜つながり＞

気かけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

＜ともに＞

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人も、
ひとりで抱え込まない地域

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

- (1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実
 - ・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
 - ・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
 - ・安心して地域生活を送るための支えあいの充実
- (2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携
 - ・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
 - ・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
 - ・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
 - ・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築
- (3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進
 - ・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
 - ・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充
- (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり
 - ・複合的課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
 - ・社会的孤立状態の予防、解消
 - ・支援者の孤立予防
 - ・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動
を推進するための
基盤づくり

- (1) 地域における関係組織・団体の体制の強化
 - ・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
 - ・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
 - ・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実
- (2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援
 - ・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
 - ・地域と学校の連携・協働の推進
 - ・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援
- (3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり
 - ・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
 - ・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重
した幅広い
市民参加の
促進

- (1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり
 - ・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
 - ・日常のつながりの中での相互理解の推進
- (2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充
 - ・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
 - ・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
 - ・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
 - ・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
 - ・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出
- (3) つながりを通じた健康づくりの推進
 - ・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
 - ・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
 - ・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

子どもの通学路交通安全対策事業について

横浜市では、令和 5 年度から、交通事故データや ETC2.0 で収集した車両速度などのビッグデータを活用し、ハード・ソフト両面で子どもの通学路交通安全対策事業に重点的に取り組みます。

また、児童を対象とした交通安全教育、地域や保護者と連携した見守り活動などの交通安全対策をモデル的に実施する交通安全推進校に、永野小学校（港南区）が選定されました。

全市立小学校通学区域(340校)



【提供するマップイメージ】

全市立小学校(340校)
こども・交通事故データマップ



市内交通事故データを Google マップで可視化し、全市立小学校へ提供

交通安全推進校
こども・通学路リスクマップ



左図に加え、速度データ(ETC2.0 ビッグデータ)を可視化し、交通安全推進校へ提供

《対策例》

全市立小学校通学区域内

●ソフト対策

- ・小学校ではまっ子交通あんぜん教室(年250回)
- ・見守り活動の支援、はたふり誘導講習会
- ・幼児訪問指導、保護者向け講話



まっ子交通あんぜん教室



見守り活動(はたふり)



交通安全教室

●ハード対策

- ・路面標示、区画線、あんしんカラーベルト、交差点カラー舗装 等



区画線設置



あんしんカラーベルト



交差点カラー舗装

交通安全推進校通学区域内
(R5:4地区/中期計画で10地区)

●ソフト対策

- 左に加え、
- ・「放課後キッズクラブ」で交通安全教室 【新規】
- ・幼児訪問指導、保護者向け講話 (全幼稚園・保育所等を対象) 【拡充】
- ・見守り活動の支援、はたふり誘導講習会 【強化】



放課後キッズクラブ



交通安全教室



幼児交通安全教育訪問指導

ソフト・ハード対策
ともに重点化

通学区域内で、
点ではなく、
線的・面的に対策

●ハード対策

- 左に加え、
- ・物理的デバイス(ハンプ、狭さく、ゾーン30プラス等)



ハンプ



狭さく



ゾーン30プラス

【問合せ先】

(こども・交通事故データマップ・ソフト対策について)
道路局交通安全・自転車政策課 電話：045-671-2323
(こども・通学路リスクマップ・ハード対策について)
道路局施設課 電話：045-671-2785

「こども・交通事故データマップ」を公開しています

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップ(マイマップ機能)で確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開しています。

子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れている Google マップ(マイマップ機能)をベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」しています。

スクールゾーン対策協議会の皆様や地域の方々、保護者の皆様も、ぜひ、通学路の安全点検や日頃の交通安全活動などで、ご活用ください。

【掲載イメージ】



引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

マップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

ご利用にあたって

- ・ 「小学生関係事故」、「中学生関係事故」の2つに区分しています。
- ・ 年・区分ごとに表示と非表示を切り替えることができます。
- ・ 交通事故の概要の「当事者種別」の表示順は、過失の重さの順番ではありません。
- ・ マップの操作方法は、お手持ちの端末及び OS によって異なります。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

▼二次元コードはこちら

【公開先 URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo-tsugakuro.html>

横浜市 交通安全 検索



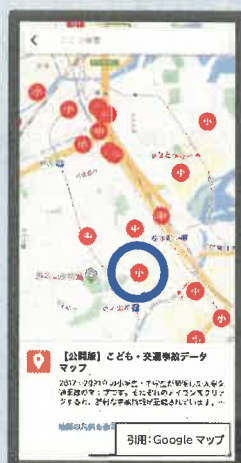
【参考】「こども・交通事故データマップ」の操作方法(スマートフォン版)

【iOS 版】

- 1 「こども・交通事故データマップ」へアクセス



- 2 指で画面を拡大し、確認したい箇所をタッチ



- 3 部分をタッチして Google ストリートビューを表示



※Google マップのアプリをインストールしている場合

【Android 版】

- 1 「こども・交通事故データマップ」へアクセス



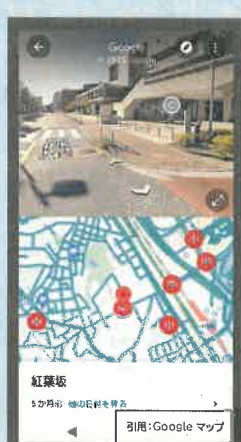
- 2 指で画面を拡大し、確認したい箇所をタッチ



- 3 をタッチして、Google マップを表示



- 4 部分をタッチして Google ストリートビューを表示



※こども・交通事故データマップ(Google マイマップ)の操作方法や表示は、使用する端末や OS により異なりますので、ご了承ください。

好評につき申込期間延長！

83太郎ポロシャツ販売！



昨年好評だった港南ひまわり 83 運動「83太郎」ポロシャツを今年度も販売します！

2,500円

A

今年は2パターン

B

3,500円

胸にワンポイント83太郎



背中に大きく83太郎



※黄色と白色のポロシャツは
オレンジ色の印刷です。

カラーは
全11色！

3. ネイビー 4. ロイヤルブルー 8. レッド 9. ブラック 10. イエロー



11. ホワイト 13. スカイブルー 17. パステルグリーン 18. ピンク 23. サックス 30. オレンジ

港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター
「83太郎」のポロシャツを今年も販売します！
カラーを揃え、みんなで着て町内活動！しませんか？



購入方法は裏面をチェック！→→→

【港南ひまわり^{ハチサン}83運動「83太郎^{ハチサンたろう}」とは？】

小学生が登下校する時間（8時頃と3時頃）に、散歩や買い物、家の周りの掃除など外に出ることで、“子どもの見守り”につながる「誰でも」「どこでも」できる運動です。8時と3時を目安に外に出るだけ！「83太郎」は「港南ひまわり83運動」を推進するため誕生したキャラクターです。ぜひ覚えてください♪

【ポロシャツサイズ表・価格・仕様】

サイズ表	SS	S	M	L	LL	3L	4L	5L	価格
着丈	62	66	70	72	74	76	78	80	全サイズ同一価格 A 2,500 円 B 3,500 円
袖丈	43	45	47	49	51	53	55	57	
胸囲	94	100	106	112	118	124	130	140	

・素材：ポリエステル 100%

【購入方法】

①購入をご希望の方は別紙注文書を港南区地域振興課へお送りください。

FAX：045-842-8193 申込期限：令和5年5月31日（金）に延長！

②注文書を受領後、在庫状況を確認、区から注文書担当者あてにご連絡します。

（在庫がない場合、カラー・サイズの変更をお願いする場合があります。）

③請求書を送付しますので、担当者の方は下記指定口座へ購入料金をご入金ください。

ポロシャツ入金指定口座

横浜銀行 伊勢佐木町支店 普通 1092007 (株)ダイイチ

振込期限：令和5年6月9日（金）

6月30日までに申し込んだ場合は
令和5年7月7日（金）

※振込手数料は購入者様負担になります。振込金額に過不足ないようにご注意ください。

～入金後の流れ～

④入金確認が取れた時点でお申し込み完了

⑤6月末～7月中旬に地域振興課に納品

⑥納品されたら区から注文書の担当者あてにご連絡しますので

区役所5階54番窓口まで取りに来て

6月30日（金）までに申し込んだ場合の流れ

④入金確認後、お申し込み完了

⑤7月末～8月中旬に地域振興課に納品されます。

⑥納品されたら担当者あてにご連絡しますので

区役所5階54番窓口まで取りに来てください。

★5月31日 / 6月30日を過ぎてからのキャンセルはできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】 港南区地域振興課 83運動担当

TEL：045-847-8396 FAX：045-842-8193

Email：kn-chishin@city.yokohama.jp

港南区

第11回

ひまわりの花 絵画コンクール

小学生の
みなさん!

港南区の花 ひまわりの絵をかいてみよう!!

募集締切

令和5年

9月8日 金



2022年度 低学年の部 区長賞



2022年度 中学年の部 区長賞



2022年度 中学年の部
港南区連合町内会長連絡協議会賞



2022年度 低学年の部 大崎市三本木ひまわり交流協会賞



2022年度 高学年の部 区長賞



2022年度 高学年の部 港南区ひまわり交流協会賞

応募資格 区内在住、在学の小学生(港南区近隣在住の小学生も可)、宮城県大崎市の小学生

募集作品 ひまわりの花を題材にした絵画で未発表のもの
四つ切画用紙、画材は自由(原則、平面作品に限る)

作品提出先 港南区役所 地域振興課(横浜市港南区港南4-2-10)
※作品の裏に ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④学校名 ⑤学年 を書いて、持参または郵送

審査員 区内小学校の先生ほか主催者が選出

入賞作品 小学校低学年の部(1・2年生)、中学年の部(3・4年生)、高学年の部(5・6年生)
各部門において、区長賞・商店街連合会長賞・協賛者賞など

入賞作品展示 令和5年11月4日(土)、港南区役所にて展示

表彰式 港南区役所

表彰式後展示 各商店街、上大岡駅、下永谷駅周辺 等

その他 入賞作品については、港南区商店街連合会、事業協賛者及び、港南区役所の事業に使用することがあります。
なお、応募作品の著作権は主催者側に帰属し、原則として返却はいたしませんのでご了承ください。
港南区のひまわり交流都市である宮城県大崎市小学生の作品展示もあります。

お問い合わせ 港南区役所 地域振興課 地域運営推進係 TEL:847-8391 FAX:842-8193



2022年度
第10回
入賞作品

お買い物は
地元商店街で!

- 港南区商店街連合会 -

いずみプラザ上永谷商店会 / 上大岡中央商店街協同組合 / 上大岡駅東口商店会
 芹が谷銀座商店会 / 野庭サブセンター商店会 / 野庭団地ショッピングセンター 会
 丸山台いちょう坂商店街 / 横浜港南台商店会 (以上正会員)

令和5年度『まちの給水所』プロジェクト実施要領

1 目的

熱中症対策の一環として、区内施設・事業所等の協力のもと、外出時の飲料水等の提供や一時休息所を設置します。

2 事業概要

- (1) 子どもや高齢者等、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、体温の上昇や水分不足により熱中症にかかることのないよう、地域の身近な施設・事業所等で飲料水等を提供します。
- (2) 地域の身近な施設・事業所等を、外出時の一時的な避難場所として活用します。

3 実施内容・方法

(1) 飲料水等の水分提供

来訪者の依頼により飲料水を提供。

常設コーナの設置、依頼により提供する(オーダー制)等、提供方法は施設・事業所毎に異なります。

※基本は水(水道水含む)の提供としますが、麦茶、緑茶、ジュース等の場合もあります。
水以外の飲料を提供する場合は、施設・事業所等はアレルギーの有無を必ず確認します。

(2) 一時休息所の設置

施設・事業所の一部を、一時的な避難場所として活用。

4 対象者

どなたでも

5 実施場所

区内の協力を申し出てくれた施設・事業所等。

※協力施設・事業所等の入口(または、施設・事業所等の見やすい場所)に指定のポスターを掲示

6 実施期間

令和5年6月1日～9月30日

※熱中症対策強化月間として実施します。

※上記期間終了後、子どもや高齢者含め、誰もが安心して外出できる環境の整備として、年間を通して継続いただける施設には、引き続き設置を依頼します。

7 実施時間

各施設等の営業日(営業時間内で設定)

※協力いただける施設・事業所等の実情に合わせ、実施時間を設定。

8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

次の事項について厳守し、施設・事業者等の実施できる範囲で事業を行っていただきます。

- ・提供する飲料は、紙コップを使用し、使用後は廃棄をする。
- ・提供する際は、手指消毒(施設によっては検温含む)を行う。
- ・その他、マスクの着用や 3 密を避ける対策については、施設・事業所等のそれぞれのルールに基づき行う。

9 物品の提供

給水所を運営するにあたり、必要な次の物品を提供します。(希望者のみ)

※物品の提供を受ける場合には、「まちの給水所関係物品提供申請書」の提出が必要。

【提供可能な物品】 ウォータージャグ(給水ポット)、紙コップ、消毒液(数に限りがあります)

10 周知・公表

区社協ホームページにて、事業実施内容と協力施設・事業所名を公表。

※希望しない施設・事業所等については公表しません。

11 協力事業者の登録

「まちの給水所」実施連絡票を事務局(区社協)へ提出

12 その他

- ・協力施設・事業所等には、来訪者の体調が悪い場合、速やかに救急対応(通報等)をお願いしています。
- ・協力いただける施設・事業所については、区社協より、地区連合町内会または単位町内会、地区社協等へ報告(情報提供)します。

13 主催

[永谷地区] 永谷地区社会福祉協議会、東永谷地域ケアプラザ、芹が谷地域ケアプラザ

[区内(永谷地区以外)] 港南区社会福祉協議会 高齢者・児童・障害者・地域支援施設分科会

14 協力

港南区役所、区内9地域ケアプラザ

15 問い合わせ先

港南区社会福祉協議会

〒233-0003 港南区港南 4-2-8 3 階

電話 045-841-0256 FAX 045-846-4117 <http://www.kounan-shakyo.jp>

まちの給水所

きゅうすいじょ

Town water station

ねっちゅうしょう

熱中症にならないように

よ

きゅうけいじょ

いつでも寄れる休憩所

いつでも

だれでも どなたでも

設置時間

(営業日)

